

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について

一般乗合旅客自動車運送事業の申請について、下記の基準に従って道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に係る審査を行うこととしたので公示する。

平成18年9月28日

中部運輸局長 谷山 将

記

1 事業経営の許可(法第4条第1項関係)

(1) 運行の態様

運行の態様が次の各事項のいずれかとなっていること。

- ① 路線定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態をいう。
- ② 路線不定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行の形態をいう。
- ③ 区域運行は、路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。

(2) 事業の適切性

- ① 路線定期運行又は路線不定期運行を行う場合にあっては、路線の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ② 区域運行を行う場合にあっては、営業区域の設定が、原則、地区単位(大字・字、町丁目、街区等)とされていること。ただし、地域の実情により、隣接する複数の地区を営業区域とすることができる。(営業区域内の地点と営業区域外の地点との間を運行する形態については、当該地点間を運送の区間とし、当該区間において、原則として旅客の乗降が行われないこと。)
- ③ 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの(地域公共交通会議又は道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条第2項に規定する協議会(以下「地域公共交通会議

等」という。)で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。)であること。(「交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等」の「等」には、路線定期運行では困難な需要に対応する空港アクセス型、観光需要対応型等の輸送形態が含まれる。)

(3) 路線定期運行に係る事業計画等

① 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所(営業所、事務所及び出張所等いかなる名称によるかを問わず、当該施設において恒常的に運行管理等を行う施設をいう。)であって、次の各事項に適合するものであること。

- (イ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するもの(自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。)であること。
- (ロ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。
- (ハ) 事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足る規模のものであり、適切な運行管理が図られる位置にあること。

② 事業用自動車

- (イ) 申請者が、使用権原を有するものであること。

購入の場合については、購入契約に係る契約書(許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。)の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

また、リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書(許可を前提とする仮契約書又は見積書を含む。)の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

- (ロ) 道路構造上運行に支障を与えない大きさ、重量であること。

- (ハ) 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。

ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合(地域の実情に応じ中部運輸局長が必要と認める場合に限る。)には11人未満の乗車定員とすることが

できる。

③ 最低車両数

1 営業所ごとに、最低 5 両の常用車及び 1 両の予備車を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合（過疎地及びこれらに準ずる地域内の運行のみの場合、事業の管理の受託を併せて行う営業所である場合、定期観光運送のみを行う場合等であって中部運輸局長が地域の実情を勘案し特別に必要があると認める場合をいう。）については、この限りではない。

④ 自動車車庫

(イ) 原則として営業所に併設するものであること。

ただし、併設できない場合は、営業所から直線で 2 キロメートル（特別の事情があると認められる場合においてはこの限りではない。）の範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

特別の事情があると認められる場合とは、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条第 1 号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成 3 年運輸省告示第 3 4 0 号）のただし書きにより、営業所との距離が 2 キロメートルを超える車庫を認める場合の基準として以下に定める、ア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウに該当する場合とする。また、その距離については個別に判断する。

ア 地域協議会又は地域公共交通会議等において、2 キロメートルを超える車庫の必要性について、協議が調っていること。

イ 当該車庫のある場所に営業所を設置し、維持することが経営上困難であること。

ウ 営業所と当該車庫が常時密接な連絡ができる設備及び運行管理をはじめとする管理が十分実施できる体制を有しているとともにその実施方法が明確に定められていることにより運行管理等が確実に行われていること。

(ロ) 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が 5 0 センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。

(ハ) 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。

(ニ) 申請者が、土地、建物について 3 年以上の使用権原を有するもの（自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね 3 年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約期間が 3 年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。）であること。

(ホ) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

(ヘ) 自動車の点検、整備（自動車点検基準（昭和 2 6 年運輸省令第 7 0 号）第 6 条に規定されている調整をいう。）及び清掃のための設備が設けられているこ

と。

(ト) 車両の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。

また、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

なお、車両の出入りに支障のないことが明らかな場合を除くほか、前面道路（公道）又は私道に接続する公道について、道路幅員証明書の提出を求め確認するものとする。

(チ) 着地において長時間停留（運行終了後の当該運行に係る運転者の休息期間中における停留をいう。以下同じ。）する高速バス路線（専ら一の市町村の区域を超えて設定された概ね50キロメートル以上のキロ程の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送する形態をいう。）については、着地においても自動車車庫又は駐車場が確保されていること。

ただし、共同運行会社との運輸に関する協定においてその使用について明記されていれば、自動車車庫又は駐車場が確保されたものとみなす。

⑤ 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

(イ) 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。

(ロ) 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。

(ハ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するもの（自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。）であること。

(ニ) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

(ホ) 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても睡眠施設が確保されていること（ホテル等の宿泊施設の使用も可能とする。）。

ただし、共同運行会社との運輸に関する協定においてその使用について明記されていれば、睡眠施設が確保されたものとみなす。

⑥ 停留所

(イ) 事業用自動車の運行上問題のないものであること。

(ロ) 申請者が、原則として3年以上（道路占有許可及び道路使用許可については、道路管理者等が付する期限まで）の使用権原を有するもの（自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。）であること。

(ハ) 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令に抵触しないもの（この場合において、関係機関が行う道路占有許可、道路使用許可を得ている場合、又は当該許可を確実に得られる見込みのある場合は、抵触しないものとみなす。）であること。

⑦ 運行計画

「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等について」（平成18年9月28日付け中運局公示第54号）に定めるところによるクリームスキミングの運行を前提とするものでないこと。

(4) 路線不定期運行に係る事業計画等

- ① 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、(3) ①②④⑤に準ずるものであること。
- ② 最低車両数は、1営業所ごとに、最低3両を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合等であって中部運輸局長が地域の実情を勘案し特別に必要があると認める場合については、この限りではない。
- ③ 当該運行系統の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ④ 乗降地点が、(3) ⑥に準ずるものであること。
- ⑤ 運行系統に係る時刻の設定については、途中の乗降地点の発着時刻が不定となっていること等、一運行に係る運行系統の時刻設定が不定となっている、次のいずれかによるものとする。
 - (イ) 発車時刻のみが設定されているものであること。
 - (ロ) 到着時刻のみが設定されているものであること。
 - (ハ) 発車時刻又は到着時刻のいずれもが設定されていない場合には、他の交通機関の終着時刻に依存するものであること又は旅客の需要に応じたものであること。

(5) 区域運行に係る事業計画等

- ① 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、(3) ①②④⑤に準ずるものであることとし、営業所は営業区域内にあることを要するものとする。ただし、地域の実情により、適切な運行管理が図られる地理的範囲内（営業区域に隣接する地区（大字・字、町丁目、街区等）内である場合など、地域の実情に応じ、個別に判断するものとする。）に営業所があると認められる場合は、この限りでない。
- ② 最低車両数は、(4) ②に準ずるものであること。
- ③ 当該運送の区間の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ④ 運送の区間ごとに発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間のいずれかが設定されているものであること。（運送の区間には、原則として基軸経路を設定すること。ただし、旅客個々の予約状況により実際の運行経路が設定される場合に運行間隔時間を設定するときはこの限りでない。）

なお、発車時刻は、営業所について、到着時刻は、目的地について定めること

を原則とする。（発車時刻又は到着時刻は、方面別の運送の区間ごとに設定すること。）

ただし、運行間隔時間を設定する場合であって、地域公共交通会議等の協議結果に基づく一定の時間帯別の運行回数等が明示されているときにはこの限りでない。（運行間隔時間は、一運行に係る時刻設定が困難な場合に設定すること。）

- ⑤ 通信施設等を利用して事前予約等に応じた乗合運行の形態となっているものであること。

（６）管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の業務を執行する常勤役員のうち１名以上が専従するものであること。

なお、専従する役員のうち１名は、（９）①の法令試験に合格した者であること。

- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号。以下「運輸規則」という。）第４７条の９に規定される要件を満たす計画をいう。）があること。

- ③ 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

また、複数の運行管理者を選任する営業所において、運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。

- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所間の連絡網が規定されている等常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼（乗務員の点呼は対面により実施すること。なお、着地において長時間停留する高速バス路線で着地における運転手への点呼の場合等対面において行うことが困難であると認められる場合にあっては、電話等の方法により行うこと。）等が確実に実施される体制が確立されていること。

- ⑤ 事故防止等についての教育及び指導體制（旅客又は公衆に対する公平かつ懇切な取扱いに関するものを含む。）を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。

- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。

- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。

ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び第４号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

- ⑧ 利用者等からの苦情の処理に関する体制（運輸規則第３条に規定するところにより苦情を処理することが可能な体制をいう。）が整備されていること。

(7) 運転者

- ① 事業計画及び運行計画を遂行するに足る有資格の運転者を常時選任する計画があること。
この場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- ② 運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者でないこと。

(8) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切なものであり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の(ア)～(キ)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (ア) 車両費 | 取得価格(未払金を含む)又はリースの場合は1年分の賃借料等 |
| (イ) 土地費 | 取得価格(未払金を含む)又は1年分の賃借料等 |
| (ウ) 建物費 | 取得価格(未払金を含む)又は1年分の賃借料等 |
| (エ) 機械器具及び什器備品 | 取得価格(未払金を含む) |
| (オ) 運転資金 | 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2ヶ月分 |
| (カ) 保険料等 | 保険料及び租税公課(1年分) |
| (キ) その他 | 創業費等開業に要する費用(全額) |

- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。

なお、事業開始当初に要する資金は、次の(ア)～(ウ)の合計額とする。

- | |
|--|
| (ア) ①(ア)に係る頭金及び2ヶ月分の分割支払金、又は、リースの場合は2ヶ月分の賃借料等。
ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ア)と同額とする。 |
| (イ) ①(イ)及び(ウ)に係る頭金及び2ヶ月分の分割支払金、又は、2ヶ月分の賃借料及び敷金等。
ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)及び(ウ)と同額とする。 |
| (ウ) ①(エ)～(キ)にかかる合計額 |

(注) (a) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。)第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式を例とする。

(b) 自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、中部運輸局長の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。

(c) 預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書の提示又は写しの提出をもって確認するものとする。

(d) 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等

をもって確認するものとする。

- (e) 従前から運行が行われていた路線を廃止すると同時に当該事業者の関連会社等が引き続き運行を行う等、明らかに事業の継続性が認められる事案については、廃止する事業者の運行実績を踏まえた2ヶ月分の収入見込み額を自己資金の一部とみなすことができる。
- (f) その他施行規則第6条第1項第8号から第11号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

(9) 法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員1名は、一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識（法令の知識については中部運輸局等が行う試験によって判断する。）を有する者であること。（公営事業者に関する役員の範囲は、組織規定、所掌事務規定、決裁権限規定、会計機関規定、内部会議規定、地方議会規定等に規定されているとともに、実態としても、路線の廃止、廃止等の事業計画、職員の任免、事業資産の調達等一般乗合旅客自動車運送事業の運営に関する重要事項の決定に関して権限を有するか否かにより判断するものとする。）
- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。
- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。以下「申請者等」という。）が、以下の（ア）から（ケ）までのすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
 - (ア) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。（「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。以下同じ。）
 - (イ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を

超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

- (ウ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (エ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (オ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- (カ) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故をいう。以下同じ。）を発生させてないこと。
- (キ) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- (ク) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成12年運輸省令・建設省令第9号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出義務がある場合にあっては、それを適切に行っていること。
- (ケ) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(10) 損害賠償能力

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）」で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

ただし、公営の事業者は、この限りではない。

(11) 許可に付す条件

運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

(注) 契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両の全てが任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認することとする。

2 事業計画の変更の認可（法第15条第1項関係）

(1) 1(2)～(8)、(10)の定めるところに準ずるものとする。

(2) 事業規模の拡大となる申請（運行の態様の変更（増加する場合に限る。）に伴う当該事業計画変更に係るもの、路線の新設に係るもの、自動車車庫の新設・位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）及び収容能力の拡大に係るもの、各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量の増加に係るものをいう。）については、申請者等が以下の①～⑧のすべてに該当し、法令遵守の点で問題がないこと。

ただし、申請者の営業政策が申請の主たる目的ではないと明らかに認められる以下の(ア)～(ケ)のいずれかに該当し、中部運輸局長が適当と認めた場合においてはこの限りではない。

(ア) 地域協議会又は地域公共交通会議等において協議が整っている場合

(イ) 道路の付け替え等に伴う必然的な路線の乗せ替えの場合

(ウ) 地元からの新設要望に基づく場合

(エ) 続行便の運行実績が相当数に及ぶ場合、又は、混雑率が相当高い場合等で、利用者利便の改善を主たる目的として行う、必要限度までの大型車両の導入、増車又は迂回路線等の開設

(オ) 経営効率化等の一環として系列子会社へ路線を移管する場合で、路線及び運行内容が、移管前後で概ね同一であるもの

(カ) 道路整備、都市計画整備等に伴う車庫の移設で、当該車庫の収容能力が拡大する場合等

(キ) 路線の開設、輸送力の増強等の拡大施策が、地方公共団体等が実施する地域

整備計画に組み込まれているものである場合

(ク) 高速バス路線については、以下のア、イのいずれにも該当する場合

ア 以下のものから、中部運輸局長に対し、目的並びに関係する高速バス路線及び事業者を具体的に示して、路線の新設等に係る要望書が提出されており、その内容が生活交通の確保、地域の活性化等公共の福祉の増進に資するものと認められること。

a 関係する地方公共団体の長又は議会

b 法令の規定又は国が定める構想、方針、計画等に基づき、又はその実施のため、国又はこれに代わり事務、事業等を行う者

イ 路線の新設の場合にあっては、事業計画の変更の認可の申請時において、当該申請に係る路線の運行を行う他の一般乗合旅客自動車運送事業者（当該申請に係る路線を共同で運行しようとする者を除く。）が存在しないこと。

(ケ) その他これらに準ずる場合

- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。（「処分を受けた者ではないこと」の判断については処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。以下同じ。）
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ⑤ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
- ⑦ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑧ 旅客自動車運送事業等報告規則、貨物自動車運送事業報告規則、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則並びに自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

注 一般乗合旅客自動車運送事業を営まない系列子会社の役員のうち、非常勤役員又は常勤非常勤の別を問わず監査役は、上記①～③の役員には該当しないものとする。

（3）経過措置

平成14年1月31日現在で一般乗合旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）に係る1（3）③及び1（3）⑤（イ）の基準については、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 同日現在で基準を満たしていなかった営業所（その後基準を満たしたものを除く。）については、1（3）③は適用しない。
- ② 同日現在で基準を満たしていなかった休憩仮眠施設（その後基準を満たしたものを除く。）については、1（3）⑤（イ）は適用しない。

3 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項関係）

- （1）事業を譲り受けようとする者については、1（2）～（11）の定めるところに準ずるものとする。ただし、譲受人が既存事業者の場合には、当該譲受人に対して実施する法令試験を省略する。また、資金計画にあっては、譲渡譲受契約によって取得する事業用資産を所要資金項目の対象外とし、流動資産額については、譲渡譲受時点の見込み貸借対照表の提出をもって確認するものとする。

(2) 譲渡譲受の対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要項等で定める処分制限期間内の財産が存在する場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、補助金適正化法という。）第22条に基づく財産処分の承認を受けていること。

なお、審査にあたっては、国庫補助金により取得した財産が補助要綱等で定める処分制限期間内または外であることが確認できる書類の添付を求め、処分制限期間内の財産がある場合には、当該財産処分の承認の申請の有無により確認することとする。

(3) 対象となる路線における事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画及び運行計画の変更の手続きをとること。

(4) 経過措置

平成14年1月31日現在の既存事業者に係る1(3)③及び1(3)⑤(イ)の基準については、以下のとおり取り扱うものとする。

① 同日現在で基準を満たしていなかった営業所（その後基準を満たしたものを除く。）については、1(3)③は適用しない。

② 同日現在で基準を満たしていなかった休憩仮眠施設（その後基準を満たしたものを除く。）については、1(3)⑤(イ)は適用しない。

4 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項関係）

(1) 合併若しくは分割により事業を継承する法人又は相続人について、1(2)～(11)の定めるところに準ずるものとする。ただし、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、当該既存事業者たる法人の役員若しくは相続人に対して実施する法令試験を省略する。

(2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、運行態様に応じ1(3)③、1(4)②、1(5)②の基準を満たさない申請については認可しないこととする。

(3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであることが必要であり、法律に基づく客観的な資料の添付を求めるものとする。

(4) 合併及び分割並びに相続対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産

であって、補助要項等で定める処分制限期間内の財産が存在する場合には、補助金適正化法第22条に基づく財産処分の承認を受けていること。

なお、審査にあたっては、国庫補助金により取得した財産が補助要綱等で定める処分制限期間内または外であることが確認できる書類の添付を求め、処分制限期間内の財産がある場合には、当該財産処分の承認の申請の有無により確認することとする。

(5) 経過措置

平成14年1月31日現在の既存事業者に係る1(3)③及び1(3)⑤(イ)の基準については、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 同日現在で基準を満たしていなかった営業所（その後基準を満たしたものを除く。）については、1(3)③は適用しない。
- ② 同日現在で基準を満たしていなかった休憩仮眠施設（その後基準を満たしたものを除く。）については、1(3)⑤(イ)は適用しない。

5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

『「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託について」（平成20年2月6日付中運局公示第122号）及び「高速バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付中運局公示第41号）』に定めるところによる。

6 運送約款の認可（法第11条第1項関係）

(1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

(2) 施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。

7 協定の認可（法第19条関係）

契約又は協定が公衆の利便を増進するものであること。

8 運賃等上限の認可（法第9条第1項関係）

『「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成18年9月28日付中運局公示第61号）』、『「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃料金上限認可について」（平成18年9月28日付中運局公示第62号）』及び『「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出及び変更命令に関する処理要領について」（平成18年9月28日付中運局公示第63号）』に定めるところによる。

9 挙証

申請内容について、図面その他の資料により客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

10 申請時期

申請は、随時受け付けるものとする。

附 則

1. この審査基準は、平成18年10月1日以降に処分するものから適用する。
2. この審査基準中、引用している各通達は、申請受付窓口に備え置くものとする。
3. この公示に定める審査基準以外の基準は別途公示するものとする。
なお、これらの公示に係る通達は申請受付窓口に備え置くものとする。
4. 3. に定める別途公示のうちで既に示されているものとして、以下のものがある。
 - ①「運行系統に関する時間帯の指定（平成14年1月18日付中運局公示第237号）」
 - ②「運行系統に関する運行回数の指定（平成14年1月18日付中運局公示第238号）」
 - ③「運行系統に関する運行回数の範囲の指定（平成14年1月18日付中運局公示第239号）」
 - ④「旅客の利便を阻害しない場合（平成14年1月18日付中運局公示第240号）」
 - ⑤「中部運輸局長が公示する事項（平成14年1月18日付中運局公示第241号）」
 - ⑥「法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律附則第3条第2項及び第4条第2項に基づく事業計画及び運行計画の届出の取扱い（平成14年1月31日付中運局公示第262号）」
 - ⑦「一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に係る改正前の道路運送法に基づく限定免許等の取扱い（平成14年1月31日付中運局公示第263号）」
 - ⑧「標準処理期間（平成14年1月31日付中運局公示第267号）」
 - ⑨「一般旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準、旅客自動車運送事業の監査方針及び一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準（平成14年2月6日付中運局公示第270号）」
 - ⑩「一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請等に係る法令試験の実施要領（平成14年2月18日付中運局公示第298号）」
5. タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成13年1月31日

以前のタクシー業務適正化臨時措置法の違反による処分等を含む。

6. 『「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について」（平成14年1月18日付中運局公示第236号）』は、平成18年9月30日をもって廃止する。

附 則（平成19年9月3日 中運局公示第146号）

1. この審査基準は、平成19年9月10日から適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月30日 中運局公示第41号）

この審査基準は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成21年9月30日 中運局公示第83号）

この審査基準は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成22年8月25日 中運局公示第47号）

この審査基準は、平成22年9月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成26年1月27日 中運局公示第140号）

この審査基準は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成28年12月20日 中運局公示第90号）

この審査基準は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和元年9月27日 中運局公示第53号）

この審査基準は、令和元年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

(単位：円)

項目	所要資金額	事業開始当初に要する資金	備考
(イ) 車両費	(取得価格(含未払金)) ----- (1年分のリース料)	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額) ----- (2月分のリース料)	
(ロ) 土地費	(取得価格(含未払金)) ----- (1年分の賃借料)	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額) ----- (2月分の賃借料)	
(ハ) 建物費	(取得価格(含未払金)) ----- (1年分の賃借料)	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額) ----- (2月分の賃借料)	
(ニ) 機械器具及び び什器備品	(取得価格(含未払金))	(左欄と同額)	
(ホ) 運転資金			
・ 運送費			
人件費	(2月分)		
燃料油脂費	(2月分)		
修繕費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
・ 管理経費			
人件費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
計		(左欄と同額)	
(ヘ) 保険料等			
自賠責保険料	(1年分)		
任意保険料	(1年分)		
自動車重量税	(1年分)		
自動車税	(1年分)		
環境性能割	(全額)		
登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
(ト) その他創業 費等	(全額)	(左欄と同額)	
合 計			
50%相当額			
自己資金額			

注1) 譲渡譲受事案の場合、譲渡譲受契約で取得する事業用資産等については、備考欄にその旨を記入する。

注2) その他、備考欄には、内訳等を適宜記載する。

2. 資金の調達方法

(単位：円)

項目	申請事業充当額
預 貯 金 額	
その他流動資産額 (内現金額)	()
そ の 他	
調達資金合計(自己資金額)	

注) 「その他」の欄には、事業の継続性が認められる事案の場合の収入見込額を記入。